

会議の内容

1	会 議 名	平成21年度 第1回 習志野市都市計画審議会
2	開 催 日 時	平成21年6月30日(火)午前10時30分～午前11時45分
3	開 催 場 所	市庁舎分室 大会議室 (京成津田沼駅ビル サンロード津田沼6階)
4	議 題 及 び 会 議 の 概 要	<p>① 副会長の選出 《副会長に帯包委員を選出。》 議会選出の委員満了に伴い、副会長が不在となったことから、新たに選出することとなりました。 習志野市都市計画審議会条例に基づき、会長指名により、帯包委員が副会長に選出されました。</p> <p>② 傍聴定員数について 《原則10名とし、会場の都合等による場合においても、5名は確保する方針とする。》 「習志野市審議会等の設置及び運営等に関する指針」が本年4月1日に一部改正されました。傍聴定員について、本都市計画審議会における基本方針を原則10名とする事務局からの提案が了承されました。</p> <p>③ その他</p> <p>○ 千葉県「高度地区指定に関するガイドライン」について概要説明。 昨年度、千葉県下13市町村と県で「千葉県高度地区ガイドライン研究会」が組織され、従来の「高度地区(最高限)の決定要綱(昭和47年制定、平成6年改正)」の見直しについて、検討を行ってきました。 本年6月1日付けで「高度地区指定に関するガイドライン」*が、千葉県より示されたことから、その概要について説明を行い、本市における今後の取り組み等について説明を行いました。市の取り組みとしては、今年度より市内の建築物の実態調査等を行い、地域特性等の検証、市民の意識調査、パブリックコメント等、順次検討を進めていくと説明をしました。 また、委員から、「高度地区の検討は、景観計画の策定と併せて考慮することが必要なのではないか。」との意見がありました。</p> <p>○ 次回の審議会に付議を予定している生産緑地地区の変更について概要説明。 JR津田沼駅南口特定土地区画整理事業地区内の仮換地指定が本年4月4日にされたことに伴い、地区内の生産緑地地区の区域及び面積の変更について、次回審議会に付議を予定しています。</p>

		<p>また、主たる従事者の死亡等による行為制限の解除に伴い、鷲沼他1地区で廃止を予定しています。</p> <p>「高度地区指定に関するガイドライン」*について 千葉県ホームページ>都市計画課>千葉県の都市計画>(2)土地利用計画>「高度地区指定に関するガイドライン(PDF版)(80kb)」 または、 http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/i_tokei/toshikeikaku/koudo/guideline.pdf で閲覧することができます。</p>
5	問い合わせ先	<p>所管課名：都市整備部 都市計画課 電話番号：047(451)1151 内線 276</p>